税制上の優遇措置

学校法人群馬育英学園は文部科学省から寄付金募集について「税額控除に係る証明書」 及び「特定公益増進法人であることの証明書」の交付を受けています。

学校法人群馬育英学園への寄付金は、確定申告により税制上の優遇措置を受けることができます。

● 個人の寄付

①「税額控除制度」

(寄付金額-2,000円) × 40% = 寄付金控除額 年間総所得金額等の 40%限度(寄付金額) 所得税額の 25%を限度(寄付金控除額)

②「所得控除制度」

(寄付金額-2,000円) × 税率 = 寄付金控除額 年間総所得金額等の40%限度(寄付金額)

● 企業・法人の寄付

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入することができます。

損金算入限度額 = (資本金×3.75/1,000+所得×6.25/100) × 1/2

(注意事項)

なお、確定申告には、別途発行される領収書と文部科学大臣の「税額控除に係る証明書」(税額控除の場合)、「特定公益増進法人であることの証明書」(所得控除の場合)が必要となります。この領収書等は、発行までに2~3ヶ月程度掛ります。また、11月以降にお申込みいただいた寄付金の領収書は、クレジット会社又は収納機関での決裁手続きの都合により、翌年の日付で発行される場合があります。この場合は、寄付金控除も翌年の対象となりますのでご注意ください。